

旭川医科大学におけるネーミングライツパートナー募集要項【施設特定型】

国立大学法人旭川医科大学（以下、「本学」という。）は、「旭川医科大学ネーミングライツ事業ガイドライン」のもと、施設の維持・管理を主とする教育研究環境基盤強化のための新たな原資獲得を目的として、ネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

1. 対象施設

対象施設は別紙1のとおりです。事前相談、現地視察を希望される場合には、随時下記問い合わせ先までご連絡ください。

2. 契約期間

契約日を契約開始日とし、原則として3年以上5年以内で、応募者の提案する期間とします（双方の合意により更新も可能です）。

3. ネーミングライツ料

本学が定める最低希望価格以上の金額かつネーミングライツパートナーが「ネーミングライツパートナー申込書」で提示した金額となります。

また、ネーミングライツ料に代えて、空調設備の取付けやグラウンド整備等の本学施設整備や機器を寄贈いただくことも可能です。

4. 費用負担

愛称等を記載した看板等の設置、変更、維持管理に係る一切の費用（通信費や光熱水料等を含む）及び契約終了後の原状回復に要する費用を、ネーミングライツ料とは別にご負担いただきます。

5. 応募資格

本学のネーミングライツパートナーに応募いただくことができる事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構

成団体を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- (5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体又は政治団体と資本関係若しくは人的関係を有するもの
- (8) 宗教団体又は宗教団体と資本関係若しくは人的関係を有するもの
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの又は申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと本学が認めるもの

6. 愛称等の付与条件

愛称等は応募書類に記載いただくこととし、本学で審議のうえ決定します。また、本学の教育研究診療等大学運営に支障をきたすもの、あるいは大学施設にふさわしくないものとして、以下に該当するものは使用できません。

- (1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 反社会的勢力からの申し込みによるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (5) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張などに関するもの
- (7) 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- (8) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (9) 取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- (10) 風俗営業及びそれに類似した業種に関するもの
- (11) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (12) アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
- (13) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (14) 賭博、ギャンブルに関するもの
- (15) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (16) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (17) その他愛称等として適当でないと本学が認めるもの

7. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーに付与される特典・権利は、次のとおりとし、第三者に譲渡、転貸することはできません。

- (1) 対象施設に本学が認めた愛称等を設定すること。
- (2) 対象施設及び大学構内に対象施設の愛称等を表示する看板等を設置すること（ただし、具体的なサイズ、色彩、設置場所及び掲示方法等については本学との事前協議が必要です）。
- (3) 対象施設のネーミングライツを付与されていることを、ネーミングライツパートナーの管理する媒体やその他の媒体（ホームページや出版物等）で表示すること（ただし、事前に本学の了承を得るものとします）。
- (4) 契約終了に伴い、対象施設のネーミングライツパートナーを募集する場合の優先交渉権。
- (5) その他希望事項・付帯事項等としてネーミングライツパートナー申込書に記載されたもののうち、本学が認めたもの。

8. 第三者に対する損害賠償責任

ネーミングライツパートナーは、設定した愛称等に関する一切の責任を負うこととなり、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理又は第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはなりません。

設定した愛称やネーミングライツパートナーが設置した看板等ネーミングライツに付随するものが、商標権等の知的財産を侵害した場合や、第三者に損害が生じた場合には、ネーミングライツパートナーが損害賠償責任を負うものとします。ただし、本学の責めに帰すべき事由がある場合には、その責任の範囲において本学が損害賠償責任を負うものとします。

9. 募集期間及び応募方法

- (1)募集期間 随時受付いたします。
- (2)応募方法 持参、郵送、電子メールにて以下の書類を提出してください。なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

①別紙様式1 ネーミングライツパートナー申込書

「7.ネーミングライツパートナーの特典」(5)に記載している「その他希望事項・付帯事項」として、ご希望の条件等がありましたらご記入ください。

②国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）

③法人の場合は、会社概要、直近3年間の決算報告書及び登記事項証明書（発行3カ月以内のもの）。個人の場合は、住民票（発行3カ月以内のもの）

10. 選定方法

ご応募いただいた書類は、次の審査項目をもとに、ネーミングライツ審査委員会において総合的に判断・審査します。また、別紙様式1に記載いただいた希望事項・付帯事項等の採否についても併せて審査します。

なお、応募者の多寡にかかわらず、選定とならない場合もあります。

審査項目		要件、基準等
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか ・経営基盤が安定しているか 等
	愛称	・本学が使用できないものとしているものでないか ・本学のイメージを損なうものでないか ・本学構成員、地域住民等に親しみやすいものであるか 等
選考基準	希望契約期間	3年から5年の間で、長いものほど高評価とする。
	ネーミングライツ料	「3. ネーミングライツ料」を参照。 高額の提案ほど高評価とする。
判定	資格要件や選考基準等を勘案し、総合的に判断する。	

11. 選定結果の通知・公表

選定結果は応募者に通知し（別紙様式2、3）、契約締結後、事業者名、施設の愛称、契約期間等を本学公式ホームページ等で公表します。

12. 契約の締結・更新

本学は、ネーミングライツ事業にご応募いただいた事業者等の中からネーミングライツパートナーを選定し、ネーミングライツに係る契約を締結します（別紙4契約書（案）をご確認ください）。

13. ネーミングライツ料の納入

ネーミングライツ料は、本学が発行する請求書により事業年度ごとに一括にて納入いただ

くものとし、納入されたネーミングライツ料は原則返還しません。

また、ネーミングライツ料に代えて施設整備・寄贈いただいた場合には、いかなる場合にも返還できませんので、あらかじめご了承ください。

14. 契約の解除

本学及びネーミングライツパートナーは、契約相手方が次のいずれかに該当する場合には、契約を解除できます。詳細は、別紙様式4の契約書（案）及び旭川医科大学ネーミングライツ事業ガイドラインをご確認ください。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反した場合。
- (4) ネーミングライツパートナーについて、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (5) ネーミングライツパートナーが、ネーミングライツパートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
- (6) ネーミングライツパートナーの事情等により愛称等の維持が困難となったとき。
- (7) 本学が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。
- (8) 災害により、愛称等の維持が困難となったとき。

15. その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- (1) 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。また、必要に応じ、複写させていただきます。
- (3) 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。
- (4) 設置された愛称等のサインや案内看板等は、入学者選抜試験の実施等により、ネーミングライツパートナーの許可なく一時的に非表示（はずす、移動、覆い隠す等）とする場合があります。

16. 問い合わせ・提出先

国立大学法人旭川医科大学 事務局施設課施設企画係

住所 〒078-8510 北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

電話番号 0166-68-2173（直通）

電子メールアドレス sis-kikaku@asahikawa-med.ac.jp

●ネーミングライツ事業 対象施設について

建物名	部屋名	面積 (㎡)	備考	写真
臨床講義棟 昭和51年建築 鉄筋コンクリート造1階建	臨床第2講義室 (平成25年改修)	162	主として医学科5年生の控室として使用されている。 座席数：140席	
臨床講義棟 昭和51年建築 鉄筋コンクリート造1階建	臨床第3講義室 (平成24年改修)	164	主として医学科4年生の控室及び講義室として使用されているほか、夜間・土日祝祭日などは学会会場としても利用されることがある（R6年度2件）。 座席数：148席	
臨床講義棟 昭和51年建築 鉄筋コンクリート造1階建	学生ホール (平成25年・令和6年改修)	159	医学科4～6年生の控室及びロッカー室が近接しているため、医学科学生の通行・利用が多い。 R7年度医学科4～6年生人数：298人	
図書館 昭和53年建築 鉄筋コンクリート造2階建	図書館前ホール	30	自動販売機も設置されており、飲食可能。 学生、教職員のほか、業者などの来訪者の姿も見受けられる。 R6年間開館日数：241日 R6年間図書館利用者数：108,801名	
図書館 平成26年建築 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建	セミナー室1	13	図書館1階のディスカッションスペースに設置。 R6年間予約数（グループ学習室1・2共通）：395件（1,663名）	
図書館 平成26年建築 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建	セミナー室2	13	図書館1階のディスカッションスペースに設置。 R6年間予約数（グループ学習室1・2共通）：395件（1,663名）	

●ネーミングライツ事業 対象施設について

建物名	部屋名	面積 (㎡)	備考	写真
図書館 1階 平成26年建築 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建	ディスカッションスペース	175	図書館1階に設置。医学科、看護科問わず多くの学生が利用している。 R6年間開館日数：241日 R6年間図書館利用者数：108,801名	
福利施設 1階 昭和49年建築 鉄筋コンクリート造2階建	学生食堂 (令和8年改修)	306	R5年度食堂年間利用者数：57,667人	※写真は完成イメージ図です。 
福利施設 1階 昭和49年建築 鉄筋コンクリート造2階建	学生交流サロン	54	飲食禁止の交流スペースで、学生がPC作業等している姿が見受けられる。 ※利用頻度、利用人数等予測不可。	
講義実習棟 1階	学生ロビー及び談話コーナー	364	学生玄関から福利施設、講義実習棟、総合研究棟へ向かう共用ホールであり、教職員・学生の往来が多い。奥にはテーブルセット等が複数設置されており、学生等が談話・飲食スペースとして利用しているほか、部活動の活動場所としても利用されている。 ※使用頻度、使用人数等予測不可。	
看護学科棟 1階 平成10年建築 鉄筋コンクリート造6階建	大講義室	254	主として看護科学生の講義室として利用されているほか、土日祝日等には学会会場としても利用されることがある（R6年度実績3件）。 座席数：201席	
体育館 昭和49年建築 鉄骨造1階建	体育館	876	主として学生のサークル活動で利用されているほか、入学試験の控室等学内行事でも利用されることがある。 学生数：医学科608人、看護科240人	
グラウンド（陸上競技場（サッカー・ラグビー場））	屋外	約15,820	本学学生が部活動で利用している。旭神町・西神楽2選5号道路線に面しており、道路沿いには旭川南高等学校があり自動車の交通量はあるものの、歩行者等は少ない。通勤・通学等繰り返しの往来が主とみられる。	

年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長 殿

申込者

名 称

代表者

住 所

ネーミングライツパートナー申込書

国立大学法人旭川医科大学のネーミングライツパートナーとなることを希望しますので、審査をお願いいたします。なお、この申込書については事実と相違ないこと、及び募集要項に記載のネーミングライツパートナー申込資格を満たすものとして相違ないことを誓約します。

施設等名	
提案する愛称	日本語表記： 英語表記：
応募の趣旨、愛称の理由	
希望する契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで
ネーミングライツ料	ネーミングライツ料 円（年額/税別） （施設整備又は物品の寄贈の場合、以下に書き換えてください） ネーミングライツ料 円（総額） 【内容】 ・施設整備の具体内容（対象施設への空調設置） ・●●装置の設置（▲▲社製、型番××××） 等を記載し、見積書等金額がわかるものを添付してください。
その他希望事項・付帯事項等	
連絡先	事業者名
	担当者氏名
	電話番号
	E-mail

(関係書類)

- (1) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- (2) 法人の場合は、会社概要、直近3年間の決算報告書及び登記事項証明書（発行3カ月以内のもの）
- (3) 個人の場合は、住民票（発行3カ月以内のもの）

年 月 日

(事業者名等) 殿

国立大学法人旭川医科大学
学長 西川 祐司

ネーミングライツパートナー決定通知書

お申込みのありましたネーミングライツパートナーについて、下記のとおり採用することを決定しましたので通知します。

記

施設等名		
愛 称	日本語表記： 英語表記：	
契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
ネーミングライツ料	年 額	円 (税別)
	総 額 (年間)	円 (税別)
希望事項・付帯事項等として申込書に記載いただいたもののうち、本学が認めるもの		
その他		

以上

年 月 日

(事業者名等) 殿

国立大学法人旭川医科大学
学長 西川 祐司

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

お申込みのありましたネーミングライツパートナーについて、下記の理由により不採用とすることを決定しましたので通知します。

記

施設等名	
不採用理由	

以上

別紙様式 4

旭川医科大学ネーミングライツに関する契約書（案）

国立大学法人旭川医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設（以下「対象施設」という。）に企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、愛称（以下総称して「愛称等」という。）を付与することができる権利等（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、次条以下に定めるネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（ネーミングライツ）

第2条 甲は乙に対して、本契約に定めるところにより、甲が所有する対象施設に、愛称等を付与することができる権利を認める。

（ネーミングライツの愛称等）

第3条 本契約に基づき、乙が申し入れ、甲が承認したネーミングライツは、次の施設を対象とする。

対象施設名： 棟 室

2 対象施設の名称に関して付与する愛称等は、次のとおりとする。

愛称等：日本語表記「 」(英語表記「 」)

3 甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の愛称等を使用し、乙と協力して、愛称等の定着に最大限努力するものとする。

4 本契約の有効期間中において、乙は、原則として本契約における愛称等を変更することができない。

（契約の有効期間及び愛称等の使用期間）

第4条 本契約の有効期間及び愛称等の使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合は、愛称等の使用についても同時に終了する。

（愛称等のサイン、看板等の設置）

第5条 甲は、甲が設置している対象施設の名称表示サイン（以下「サイン」という。）、看板等について、乙が愛称等を表示するものに変更することを了承する。

2 前項に定める場合のほか、乙は甲と協議のうえ、対象施設及び本学構内に新たにサイン、看板等を設置することができる。

3 前項2に定めるサイン、看板等の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 第1項及び第2項に定めるサイン、看板等の変更及び設置は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

5 第1項及び第2項に定めるサイン、看板等の所有権は、甲に帰属するものとする。

（愛称等のサイン、看板等の管理）

第6条 愛称等のサイン、看板等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。また、愛称等のサイン、看板等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙の負担とする。

(その他の特典、付帯条件等)

第7条 甲は、甲乙協議の上、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与する。

(1) 甲は、本学の広報誌やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努力する。

(2) 乙は、対象施設のネーミングライツを獲得し愛称等が付与されていることを、乙の管理する媒体やその他の媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。ただし、乙は事前に甲の了承を得なければならない。

(3) 前号の場合、甲は乙に対し、愛称等並びに対象施設の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に記載した、その他希望事項・付帯事項等については、甲が書面により採用した場合に限り、これを認める。

2 前項各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡や転貸等はいできない。

(ネーミングライツ料)

第8条 本契約に基づくネーミングライツ料は、年　　，　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　，　　円）とする。ただし、　　年度については、年　　，　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　，　　円）とする。

2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限までに納付しなければならない。

3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、旭川医科大学債権管理細則第8条に基づき計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、本契約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約の期間満了及び更新)

第10条 乙は、本契約の更新を希望するときは、本契約の期間満了の3カ月前までにその旨を甲に通知するものとする。

2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙が協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は第4条第1項に定める期間の末日をもって終了する。

4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、第4条第1項に定める期間の末日までに、サイン、看板等を撤去し、その費用は乙が負担し、原状に復するものとする。

5 前項のサイン、看板等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がサイン、看板等を撤去し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定

める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反した場合。
- (4) 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (5) 乙が、ネーミングライツパートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
- (6) 乙の事情等により愛称等の維持が困難となったとき。
- (7) 甲が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。
- (8) 災害により、愛称等の維持が困難となったとき。

2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、1か月前までに、甲に申し入れるものとする。

3 第1項各号に定める契約解除が行われた場合のサイン、看板等の撤去については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(ネーミングライツ料の返還)

第12条 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく甲の申し入れにより、契約が解除された場合及び同上第1項第4号から第6号の規定により契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

2 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく乙の申し入れにより、契約が解除された場合及び同上第7号及び第8号により、本契約が終了した場合、甲は、既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

3 施設整備又は物品の寄贈をネーミングライツ料に代えた場合には、前条に記載するすべての場合においていかなる返還も行わない。

(契約の変更)

第13条 甲及び乙は、第4条第1項の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

(知的財産権)

第14条 乙が、本契約における愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを対象施設の使用又は、この通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認める。

2 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

3 愛称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合は、乙は自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 愛称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払を余儀なくされたときは、乙は、甲に対

し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払う。

（損害賠償）

第15条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、第11条第1項各号に定める契約解除により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙の協議により決定するものとする。

（秘密の保持）

第16条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨を明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他社に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

（管轄裁判所）

第17条 本契約に関する訴えについては、旭川地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等に関する協議）

第18条 本契約の内容に関し、契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
国立大学法人旭川医科大学
学長 西川 祐司

乙

⑩